

事前評価実施地区取りまとめ個表

整理番号			
地域(地区)名	愛媛西南地区	事業名	山のみち地域づくり交付金事業
計画策定主体	愛媛県	対象市町村	松野町、鬼北町
事業実施期間	令和7年度～令和11年度(5年間)	事業実施主体	愛媛県
事業の概要・目的	<p>四国山地に沿って愛媛県南西部に位置する当地区には、北宇和郡松野町、鬼北町の2町が含まれており、2町の総面積は県土の約11%に当たる34,033haである。</p> <p>松野町は、総面積の84%が森林であることから「森の国」と呼ばれており、鬼北町は標高1,000m級の山地に囲まれた山間地域である。交通網としては、鬼北町内を国道320号が縦貫しており、これに交わる形で、鬼北町から松野町を通り高知県四万十市方面へ国道381号が延びるなど、幹線道路により、愛媛県南予地域と高知県主要都市を結ぶ交通の結節点となっている。</p> <p>また、当地区には足摺宇和海国立公園に指定されている滑床溪谷や成川溪谷があり、変化に富んだ豊かな自然景勝地に恵まれ、観光資源として活かせる可能性をもった地区である。</p> <p>2町の森林面積は28,871ha、林野率は約85%である。私有林面積は25,297ha、蓄積は8,356千m³で人工林率は68%と資源が充実してきている。しかし、人工林面積のうち3～12齢級の除間伐対象林分が10,269haで割合は61%と高い状況にあり、森林の適切な管理が必要となっている。</p> <p>当地区の林内道路密度は、10.04m/haであり、県平均の17.22m/haを下回っている状況であり、路網の整備が急務といえる。さらに、幹線国道や主要な県道からも離れており、都市部との円滑な交流も困難な状況となっている。</p> <p>林業事業者(林業作業を行った実経営体数)は、森林組合を含めて44あるが、人口減少による過疎化と高齢化が進むなか林業従事者は減少し、森林施業が十分に行われていない。小規模な事業主体が多いが、当地区の素材生産量は約33千m³と県下の約5%を占めており、素材市売市場が2事業所ある。</p> <p>このため、活用しきれない広大な森林資源を活かすべく、山のみちを森林基幹道として整備し、計画的かつ持続性のある森林整備や、施業集約化による利用間伐の増加を推進させることが必要であり、当地区の林業の振興及び地域の活性化を図る。</p>		
事業内容	<p>路網整備：林道整備(開設) L=950m、 W=4.0m 7.0m</p> <p>林道整備(舗装) L=1,233m、 W=4.0m</p> <p>総事業費 651,438千円(R7～R11)</p>		
費用対効果分析結果	B/C = 1.05 ≥ 1.0		
関係者の所見	<p>当該路線については、次の内容が期待できるとして、愛媛県、鬼北町、松野町及び受益者等が早期完成を望んでいる。</p> <p>①優良なスギ、ヒノキ等の木材生産量の増加及び物流促進。</p> <p>②受益地における森林施業の機械化及び木材搬出の低コスト化。</p> <p>③集落間の連絡道、観光資源を活かした地域の活性化。</p> <p>④森林レクリエーションを通じた都市との交流。</p>		
総合的な所見	<p>必要性、効率性及び有効性の観点から事業内容を総合的に判断した結果、事業を実施することが適当である。</p>		

令和6年度採択チェックリスト（山のみち地域づくり交付金） 評価理由

道 県 名	愛媛県	地 区 名	愛媛西南地区
計画作成主体	愛媛県	計 画 期 間	R7 ~ R11

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	野生動植物との共存や地形の改変の抑制、景観への配慮等が図られていること。	<input checked="" type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「・」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項（評価理由）

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	B
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A, B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				C	上記A, B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(2) 山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	B	
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
			C	上記A, B以外の計画である。		
			—	該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。	A	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A, B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	B	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	B	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A, B以外の計画である。		
			—	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	B
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A, B以外である。	
		② 作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	A
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A, B以外である。	
		③ 生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	A
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A, B以外である。	
	④ 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	B	
			B	他事業と連携について調整中である。		
			C	上記A, B以外である。		
			—	該当しない。		
	⑤ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A	
			B	市町村の振興計画等と調整中である。		
			C	上記A, B以外である。		
—			該当しない。			